

紀北町「地域生活応援商品券（第3弾）」支給のお知らせ

電気・ガスなどのエネルギーや食料品などの価格高騰に直面している世帯の皆さまへ、生活などの負担軽減と地域での消費の下支えを目的とした「地域生活応援商品券」を支給します。

令和8年4月1日を基準日として、紀北町の住民基本台帳に記載されている世帯を対象に、世帯主へゆうパックにより送付します。

※この商品券の受け取りによる事前申請などは必要ありません。

支給額 「地域生活応援商品券」

○全世帯に2万円分（1冊1万円分を2冊）

○世帯人数×5千円分（1冊5千円分×世帯人数）

支給時期 4月末ごろから

商品券の到着見込み

5月上旬から下旬ごろにかけて各世帯主宛てに到着予定

使用期限 12月31日（木）

使用可能店舗

使用可能店舗一覧表を商品券に同封して送付します。【問い合わせ】本庁商工観光課 Tel(46) 3115



⚠️ 特殊詐欺や個人情報の問い合わせにご注意ください！

この商品券について、町職員などをかたった電話があった場合は、迷わず連絡してください。【連絡先】警察相談ダイヤル #9110



⚠️ ゆうパックについてのお願い

ゆうパックは、郵便局の配達局員が直接お渡しする郵便物であるため、**ご不在の場合は一度郵便局に持ち帰り後日、配達局員が再訪問いたしますが、再度ご不在の場合は不在票が投函されます。**

日中の郵便物の受け取りが難しい方にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 取引や証明用に使用する「はかり」は、2年に1度の検査が必要ですが、必ず検査を受けましょう。
- 算出用
検査に必要なもの
- はかり（分銅やおもりなどの付属品を含む）
 - 検査手数料
 - ※種類や能力によって異なります。
 - ※支払いは現金のみ
- 定期検査日
4月15日（水）・16日（木）・17日（金）
- 定期検査時間
午前10時30分～午後3時
- 定期検査場所
○自然休養村管理センター（古里）
○東長島公民館
○紀北教育会館
- 検査対象となる計量器
- ①商店・露店などの商品売買用
 - ②病院・薬局などの調剤用
 - ③病院・学校・福祉施設などの体重測定用
 - ④生産者の生産物販売・出荷用
 - ⑤工場・事業所などの材料購入・製品販売用
 - ⑥農協・漁協などの物資集荷・出荷用
 - ⑦運送・宅配業などの貨物運賃
- 定期検査を受けられない場合は、はかりが大きい、多数所有などが理由で、検査会場に持ち込みが難しい場合は、定期検査実施日以前1年以内に「計量士による代検査（訪問検査）」を受検してください。
- 代検査については三重県計量検定所までお問い合わせください。
- 【問い合わせ】
三重県計量検定所
Tel 059-(223) 5071
本庁商工観光課
Tel(46) 3115



「はかり」の検査
を忘れずに！

